

『源氏物語』における冷泉帝の罪について

井内 健太

一 問題の所在

源氏と藤壺の密通によって、不義の子冷泉が出生し、後に即位する。冷泉は両親の罪から生れた子であり、他の人々の目を欺いて皇位を得る。源氏と藤壺とが犯した罪と関わって、冷泉にも背負うべき罪の存することが作中で明かされる。これは、現代的な理解ではいささか了承しがたいこととで、冷泉が主体的な意志をもって何らかの咎や過ちを犯したわけではない。また、いかなる点において罪とされうるのかも物語中ではつきりと語られていないのである。

作中には冷泉に関わる「罪」の語が以下の五例見える。そのうちの三例は薄雲巻に集中しており、これを一つのものともなし、便宜的に(1) (3)の三つに分類した。

以下、引用する。

(1) わが身をなきになしても春宮の御世をたひらかにおはしまさばとのみ思しつつ、御行ひたゆみなく勤めさせたまふ。人知れずあやふくゆゆしう思ひ聞こえさせたまふことしあれば、我にその罪軽めてゆるしたまへと仏を念じ聞こえたまふに、よろづを慰めたまふ。

(賢木②一三八)

(1)の例は、賢木巻における出家した後の藤壺の心内描写である。藤壺は、自分の身が犠牲になっても、冷泉治世が平穩であればと願う。「人知れずあやふくゆゆしう」とあるのは、この物語によく見られる醜化表現で、密通のこと、冷泉の父親が本当は桐壺帝ではなかったことを指しているのであろう。そして、「その罪」を背負うことになるの

は冷泉とされている。その即位以前に、既に冷泉の罪が物語中で語られていることを確認しておきたい。

(2-1A) (僧都) 「いと奏しがたく、かへりては罪にもやまかり当たらずと思ひたまへ憚る方多かれど、知ろしめさぬに罪重くて、……」(薄雲②四四九〜五〇)

(2-1B) (僧都) 「何の罪とも知らしめさぬが恐ろしきにより、思ひたまへ消ちてしことを、さらに心より出だしはべりぬること」と、……(同四五二)

(2-1A)、(2-1B) は、太政大臣の薨去、天変の勃発、藤壺崩御といった事件が立て続けに起こった後、藤壺にも仕えた「世にかしこき聖」である夜居の僧都が、冷泉に秘密を奏上する際の弁である。奏上することが僧都自身の罪になるかもしれないが、冷泉がそれを知らないために「罪」が重いという。ここでの冷泉の罪は「知らない」ことの問題性が強調して語られている。

(2-1C) (王命婦) 「かけても聞こしめさむことをいみじきことに思しめして、かつは、罪得ることにやと、上の御ためをなほ思しめし嘆きたりし」と……

(同四五七〜八)

僧都が冷泉に対して語った罪が(2-1C)では源氏と王命婦の間でも確認される。ここでも、冷泉が自らの出生の秘

密について知らないために「罪」を背負うことになるという。自身の出生の秘密を知った冷泉は、源氏への譲位を實行しようとするも、源氏の固辞によって実現することはなかった。依然として退位も、譲位も行われず、結果的に冷泉と源氏との関係は以前のままであったが、天変地異はやがて終息する。この僧都の密奏周辺の叙述については、冷泉の罪と天変との関わりを含めて、後に改めて考察する。

薄雲巻以降では、冷泉の罪が語られることはなく、罪の問題は落着いたかみえた。しかし、第二部に至って再び掘り起こされることとなる。

(3) 六条院は、おりゐたまひぬる冷泉院の御嗣おはしまさぬを飽かず御心の中に思す。同じ筋なれど、思ひ悩ましき御事なうて過ぐしたまへるばかりに、罪は隠れて、末の世まではえ伝ふまじかりける御宿世、口惜しくさうざうしく思せど、……

(若菜下④一六五〜一六六)

右は、冷泉讓位に当たつての源氏の感慨で、冷泉に後継が生れなかったことを嘆いている。明石の女御が産んだ新東宮は自分の血統であるが、冷泉側の血が前世からの因縁によって途絶えたことが残念だという。冷泉の治世は平穩無事に過ぎ去り、「罪は隠れて」いた。この「罪」は、密通の

ことを指しており、本来は源氏が犯した罪のことである。しかし、「源氏の罪が不問に付された」と胸をなでおろすとともに、冷泉院に子がなく、皇統が断絶したと嘆き、そのさしかえの関係を宿世と考える^①。「罪」は冷泉院自身の出生にかかわる罪。その罪のために後継ぎがないという考え^②方」といった理解に立った時、冷泉に皇位を継ぐべき子が生れなかったことは、隠れた罪の報いであり、冷泉自身もまたその罪を背負わされているといえよう。

右で確認した冷泉の(1)～(3)の罪のうち、その主となるものは繰り返し語られ、また冷泉自身によって自覚されることになる(2)であろう。そして、(1)、(3)の罪もそれになんらかの形で関わるものと思われる。本稿では(2)の罪を中心とした検討を通して、冷泉の罪の内容を明らかにしたいと考える。

二 先行研究概観

多屋頼俊氏は、(2)の罪について、「宿世」の観念によると、父にわ父としての応報があるが、子にわ子として、そのような人お父として生れて来なければならぬ因縁お、自分が有つていたのであるから、その責任を免れない。そして「孝」の思想から観ると、父お父として待遇しない

のわ不孝の最大なものであつて、最も重い罪であつたのである」とし、(3)については、「冷泉院が源氏お父として生れて来られた冷泉院自身の宿世の罪である」(原文ママ)と述べる^③。ここでは、冷泉自身の前世からの因縁による罪、つまり「宿世の罪」と、子が親に対して孝を尽くさない罪、「不孝の罪」との二つを冷泉が背負うという理解が示されている。

柳井滋氏は、この「不孝の罪」について詳述しており、「冷泉院は、父を知らない罪と父を父として処遇しないという、二重の罪を背負わされていたのである」と述べており、二種の「不孝の罪」を想定している。「父を知らない罪」は、冷泉の弁に「心に知らで過ぎなましかば、後の世までの咎めあるべかりけることを」(薄雲②四五二)とあつた他に、薫が老女房の弁に、実の父親を知らされた際にも、「かかる対面なくは、罪重き身にて過ぎぬべかりけること」(橋姫⑤一六三)とあつたように、帝にあらざとも一般的に忌むべきこととされていた。さらに、「父を父として処遇しない罪」があつたために、冷泉は、源氏に対して父子の礼を尽くす手段を苦慮することとなる。また、柳井氏は、(3)の罪を「宿世の罪」とする多屋氏の説を踏襲し、「子が親の罪を引き継ぐ」ということは明らかで、源氏物語では、冷泉院

も薫も、そして明石入道も、罪を負って男子を持たぬ身なのである。さらにいえば、この親の責任を子が負うということの説明する論理を、大鏡などとは違って、宿世の觀念に求めているのが源氏物語である」とし、「男女が罪を犯して結びつく原因を誕生する子の宿世に求めているわけで、子はその宿世によって罪の子である」という。「よろづのこと、親の御世よりはじまるにこそはべるなれ」(薄雲②四五二)という夜居の僧都の科白も「子が親の罪を引き継ぐ」こととして解されている。かかる柳井氏の理解はいささか特殊なものと思われるが、宿世によって親の罪の因果を子に求めるといった通念が当時存したかどうか、次節で検討を試みたい。

斎藤暁子氏は、(一)で既に冷泉の罪が語られていることから、実父を臣下として仕えさせている「不孝の罪」への限定を避け、「宿世の罪」と「桐壺院を欺き、世を欺き東宮の地位にいること」、本来あるべきではない皇祚にあるという罪から、実父への不孝の罪が派生するという理解を示している。斎藤氏が、新たに「皇祚の罪」を想定した点は重要であったが、氏が否定しようとする「不孝の罪」においては、「実の父親を知らない」罪が軽視、ないし無視されているようだ。「不孝の罪」を「父を臣下とする罪」に限

定するならば、氏のいうように即位前の(一)の時点で語られることはないといえるが、「父を知らない罪」ならば出生の時点から冷泉は背負っていることになる。ここでは、そのような「不孝の罪」がどれほど重大なものとして認めうるかが問題となる。

右以外にも「父帝をあざむいた罪」などを挙げる説もあるが、主要なものは右で確認した「宿世の罪」、「不孝の罪」、「皇祚の罪」の三つであり、これらはいずれかへの限定を避けて、複合的に考える必要がある。まず、次節では柳井氏の説く「宿世の罪」について検討したい。

三 柳井説の検討

——親の罪を引き継ぐ宿世について

はたして、柳井氏のいう「子が親の罪を引き継ぐ」こと、そして、「親の罪を子の宿世に求めること」といった理解は可能であろうか。その後の研究でもあまり顧みられていないようであるため、ここで取り上げることとする。柳井氏が「親の罪を子が引き継ぐ」例として挙げるものは、以下の四例である。

(一) (源氏)「かの(明石入道の)先祖の大臣は、いと賢くありがたき心ざしを尽くして朝廷に仕うまつりたま

ひけるほどに、もの違ひ目ありて、その報いにかく
末はなきなりなど人は言ふめりしを、女子の方につけ
たれど、かくていと嗣なしといふべきにはあらぬも、
そこらの行ひの驗にこそはあらめ」など、……

(若菜上④一二八)

(Ⅰ)では、柳井氏は「もの違ひ目」をなんらかの罪と
想定しているようで、明石入道が先祖の罪を受け継いで、
「罪を負つて男子を持たぬ身」であるとしている。「違ひ目」
は、確かに源氏の須磨流謫を指して用いられているように、
罪や罰を意味しうるが、絵合巻で、朱雀院にとつて秋好中
宮の入内が「かかる違ひ目」(絵合②三七〇)とされている
ように、本来は「不本意なこと」くらしいの意味の語である。
この場面で『河海抄』が、藤原忠文が藤原実頼の子孫に崇
つた逸話を挙げているように、「違ひ目」は恨みを買つたこ
とで、子孫が衰えたのは怨霊によるものと解すべきであろ
う。怨霊が子孫まで祟るといふのは、葵上にもものけがと
り憑いた時に、「親の御方につけつづ伝はりたるもの」(葵
②三三)などとあつたことから、一般的に信じられてい
たことであろう。これは、罪の継承とは区別すべきである
し、言うまでもなく、源氏も、そして冷泉自身も何者かの
祟りを受けたわけではない。

さらに、柳井氏は以下のように史実にも例を見出して
る。

(Ⅱ) (藤原良相の) 男子は、大納言常行卿と聞こえし。
御子二人おはせしも、五位にて典藥助、主殿頭など言
ひて、いとあさくてやみたまひにき。かくばかり末栄
えたまひける中納言殿(長良)を、やへやへの御弟にて、
越えたてまつりたまひける御あやまちにや、とこそお
ぼえはべれ。(『大鏡』六七〜六八)

(Ⅱ)では、藤原良相が兄長良より出世したために、長良
の子孫が繁栄したのと対照的に、子孫達が栄えなかつた
という。『大鏡』の良房伝では、良房もまた、兄長良の先を
越したために、子孫達が栄達しなかつたことが語られてい
る。兄に先んじて栄達することを「あやまち」としている
が、これを罪といえるかどうか。また、この「あやまち」
が子孫没落の業因となつたとされたわけでもない。

(Ⅲ) あさましき悪事を申し行ひたまへりし罪により、
このおとど(時平)の御末はおはせぬなり。

(『大鏡』八八)

(Ⅲ)は、藤原時平の子孫が栄えなかつたことを伝える記
事で、「あさましき悪事」は道真に対する讒言、呪詛を指す。
ここで時平の行為は「罪」という語で表されているが、時

平に対する報いや罪に対する罰というよりは、道真の怨霊による祟りとして信じられていたものであり、やはり「子が罪を継承した」とは言い難い。

(Ⅳ) 但此皇子故皇后宮外戚高氏之先、依斎宮事為其後胤之者、皆以不和也、今為皇子非無所怖、能可被祈謝太神宮也

但し此の皇子(敦康親王)、故皇后宮(藤原定子)の外戚高氏の先(高階師尚)、斎宮(恬子内親王)の事、其の後胤の者たるに依りて、皆、以て和せざるなり。今、皇子の為に怖るる所無きに非ず、能く大神宮に祈り謝せらるべきなり。
〔権記〕寛弘八・五・二七)

(Ⅳ) は、一条天皇讓位にあつての行成の進言の一節である。行成は、敦康親王が密通の子高階師尚の血をひくとして、立太子にあつての懸念を述べた。これは、敦康の出自の問題を取り沙汰したものであつて、敦康が罪を背負うというわけではない。

また、「親の罪を子の宿世に求めること」の例として、柳井氏は『源氏物語』作中の次の三例を挙げる。

目の前に見えぬあなたのは、おぼつかなくこそ思ひわたりつれ、さらば、かかる頼みありて、あながちには望みしなりけり、横さまにいみじき目を見、漂ひ

しも、この人ひとりのためにこそありけれ、いかなる願を心に起こしけむ、とゆかしければ、心の中に挿みてとりたまひつ。
(若菜上④二二八―二二九)

須磨・明石時代についての源氏の回想であるが、柳井氏がここから明石姫君の誕生のために、源氏の須磨流謫があつたという論理を導き出しているのは、「この人」が明石女御を指すものとしてとらえているためと思われる。しかし、ここでの「この人」は、『新全集』の頭注が『湖月抄』傍注の「入道をいふ也」を引き、「前に「よろづのこと、さるべき人の御ためとこそおぼえはべれ」とあつたのと同趣」^①としていのが正しく、明石入道を指しているものである。明石入道の願によつて、自分は明石に導かれたのだという源氏の感慨である。そもそも、たとえ明石女御の誕生のための流謫だと源氏が考えたにせよ、密通の罪の責任を明石女御に転嫁するものではない。

若君(薫)の御事をさぞと思ひたりしも、げにかかるべき契りにてや思ひの外に心憂きこともありけむと思しよるに、さまざまの心細うてうち泣かれたまひぬ。

(柏木④三一九)
女三宮が柏木の死を悼む描写で、柳井氏は、「かかるべき契り」を薫の宿世ととっているようであるが、『湖月抄』の傍

注に「かやうに御子生れ給ふべき柏木との宿縁にて逢そめしにやと也」とあるように、薫も関わっているとはいへ、柏木と女三宮との前世からの宿縁が中心であり、また、二人の密通の罪を薫が受け継いだとまで考えるには飛躍がある。

月日にそへて、この君（薫）のうつくしう、ゆゆしきまで生ひまさりたまふに、まことに、このうきふしみな思し忘れぬべし。この人の出でものしたまふべき契りにて、さる思ひの外のこともあるにこそはありけぬ、のがれがたかなるわざぞかし、とすこしは思しなほさる。

（横笛④三五一）

右の源氏の薫に対する思いが述べられる場面では、確かに薫が生まれるべき「契り」によって、柏木と女三宮の密通のような思いがけないことは起こつたのだとされている。しかし、これはあくまで、柏木と女三宮に対する恨みを薫への愛情によって慰めようとするための一種の方便であり、やはり、薫に密通の罪の責任を負わせたとまではいえない。薫は冷泉と同じく不義の子であり、柏木の罪を宿命として背負うとされることもあつて、なお検討の余地を残すが、天変地異や近親者の死、皇位継承の断絶といった報いを受けた冷泉の「罪」とは一応区別しておく。後述のよ

うに、この点では朱雀帝の在り方と近い。

以上のように、柳井論文の掲げる例は、「子が親の罪を引き継ぎ、親の罪の責任が子の宿世に求められる」ということをいうための傍証とするにはやや心細い。宿世に関するかかる通念が当時一般に認められたとするにはさらなる調査を俟ちたいのである。

四 僧都の密奏について

第一節で確認した薄雲巻での冷泉の「罪」について、夜居の僧都の密奏周辺の叙述を本節で詳しく見ていくこととする。改めて本文を長く引用しておこう。

（僧都）「いと奏しがたく、かへりては罪にもやまかり当たらむと思ひたまへ憚る方多かれど、知ろしめさぬに罪重くて、天の眼恐ろしく思ひたまへらるることを、心にもせびつつ命終はりはべりなば、何の益かははべらむ。仏も心ぎたなしとや思しめさむ」とばかり奏し、さして、えうち出でぬことあり。（薄雲②四四九～四五〇）冷泉に秘密を告げることが自身の罪にもなりうるとし、僧都は全てを告白することを躊躇う。しかし、冷泉が知らないままにしておくのも罪が重く、「天の眼」を恐れるという。この「天の眼」は仏語の「天眼」であるとされ、「五眼」（肉

眼・天眼・慧眼・法眼・仏眼)の一つで一切を見通すことのできる天趣の眼をいう。しかし、この語の用例を説話等に求めると「行基大徳放天眼視女人頭塗猪油而呵嘖縁(行基大徳の天眼を放ち女人の頭に猪の油を塗れるを視て呵嘖せし縁)」「(日本霊異記)中巻第二十九」、「又中夜二至テ、天眼ヲ得給ツ」(『今昔物語集』巻第一・菩薩樹下成道語第七)、「婢天二生テ、天眼ヲ以テ我ガ旧キ身ヲ見テ、即チ五百ノ天子ヲ引將、香花ヲ以テ其寒林ノ中ニ下リ至テ、香ヲ燒キ花ヲ散シテ尸骸ヲ供養ス」(『同』巻第二・婢依迦旃延教化生天報恩語第七)、「此人ハ天眼第一ノ御弟子也。三千大世界ヲ見ル事、掌ヲ見ルガ如シ」(『同』巻第二・阿那律得天眼語第十九)といったように、仏教者が悟りなどによって超人的な能力を備える「天眼通」の意味で用いられていることが多い。『源氏物語』中での「天の眼」は文字通り天が空から見透かしていることを恐れる表現であり、柏木が女三宮との密通の露見を恐れる場面に、

かかることは、あり経れば、おのづからけしきにても漏り出づるやうもやと思ひしだにいとつつましく、空に目つきたるやうにおぼえしを、まして、さばかり違ふべくもあらざりしことどもを見たまひてけむ、恥づかしく、かたじけなく、かたはらいたきに、朝夕涼み

もなきころなれど、身も凍むる心地して、言はむ方なくおぼゆ。(若葉下④二五七―二五八)

とあるのと同種の表現である。⁽¹³⁾天に対しては秘密を隠すことが出来ず、咎めを得ることを僧都は恐れている。後に見られるように僧都の弁には「仏天の告げ」という語も見られるが、ここで、僧都の恐懼の対象として「天」の語が見えるのは興味深い。「天眼」「仏天」はともに仏語であるが、後述のように、帝の咎に対して天が災異を生じさせるというのは儒教的発想であり、仏道者である僧都が儒教的罪を恐れているように読める。⁽¹⁴⁾

僧都の密奏の前の段には

その年、おほかた世の中騒がしくて、公さまに物のさとししげく、のどかならで、天つ空にも、例に違へる月日星の光見え、雲のたたずまひありとのみ世の人おどろくこと多くて、道々の勘文ども奉れるにも、あやしく世になべてならぬことどもまじりたり。内大臣のみなむ、御心の中にわづらはしく思ししることありける。⁽¹⁵⁾

とあり、天候の異変を始めた「物のさとし」があった。源氏だけに思い当たる節があったというが、夜居の僧都もこの天変地異と冷泉出生の秘密との連関について気付いて

いた。

「これは来し方行く先の大事とはべることを、過ぎおはしましにし院、後の宮、ただ今世をまつりごちたまふ大臣の御ため、すべてかへりてよからぬことにや漏り出ではべらむ。かかる老法師の身には、たとひ愁へはべりとも何の悔かはべらむ。仏天の告げあるによりて奏しはべるなり。わが君孕まれおはしましたりし時より、故宮深く思し嘆くことありて、御祈禱仕うまつらせたまふゆゑなむはべりし、くはしくは法師の心にえさとりはべらず。事の違ひ目ありて、大臣横さまの罪に当たりたまひしとき、いよいよ怖ぢ思しめして、重ねて御祈禱もうけたまはりはべりしを、……そのうけたまはりしさま」とて、くはしく奏する……

(同四五〇～四五二)

右は、先の夜居の僧都の科白に続くものである。いよいよ、僧都の密奏はその核心に触れる。冷泉に告げないまま内密にしておく、今は亡き桐壺や藤壺、そして源氏にとつてかえつてよくない噂を漏れ聞くのではないかという。「仏天」は「仏のこと」とも「仏やもろもろの神のこと」ともされる。「仏天の告げ」は、古注では僧の言いなし(「わさとかやうに申なし給ふ也」『細流抄』)とも、虚言ではなく奇瑞

があつた(「奇瑞有へしとみる方よろしかるへし」『孟津抄』私説)ともされている。『新全集』もこのような古注の説を承けて「天変のざとし」とは別途の啓示」とあえて注しているが、賀茂真淵『源氏物語新釈』が「既に見えたり、日月星雲の様をうらなひて知べければ即かくいふへし」⁽¹⁶⁾というように、前にあつた「物のざとし」と同一のものとらえるのが自然であろう。僧都の言葉に儒教的「天」概念の混入を認めるなら、ここでの「仏天」にも、罪を抱える帝に對して災異をもたらす「天」の存在をみてよいだろう。

僧都の語りによつて、藤壺が冷泉を身籠つて以来、即位に至るまで、僧都に祈禱を依頼していたことが明かされる。源氏の須磨流謫の際は、冷泉即位実現が危ぶまれる時期であつたため、特に念入りに祈禱がなされたという。先に見た藤壺の祈りと合わせて考えると、この祈禱にも冷泉の罪に對する滅罪の意味があつたのかもしれない。そして、物語の叙述では藤壺と冷泉との間に源氏が関係していることがほのめかされるのみで、肝心の秘密について僧都がどのように冷泉に伝えたのかは、「うけたまはりしさま」以下の内容として語りの埒外に置かれている。冷泉はこのことを知らないままであつたなら「後の世までの咎め」(同四五二)があるはずだといひ、僧都も、このことを知らせうる人物

は自分と王命婦より他に無いことが恐ろしいという。

天変頻りにさとし、世の中静かならぬはこのけなり。

いとくなくもの心知ろしめすまじかりつるほどこそ
はべりつれ、やうやう御齡足りおはしまして、何ごと
もわかまへさせたまふべき時にいたりて咎をも示すな
り。
(同四五二)

そして、分別もつかない時分は、問題とならなかつたが、冷泉が物事を理解するのに十分な年齢になつたために、「天変」が「咎」として表れたのだという。さらに僧都は「よろづのこと、親の御世よりはじまるにこそはべるなれ。何の罪とも知ろしめさぬが恐ろしきにより、思ひたまへ消ちてしことを、さらに心より出だしはべりぬること」(同)といい、密奏は終了する。冷泉が自分の罪を「知らない」ことが恐懼すべきことであるという僧都の弁はここでも繰り返されるが、帝が「何ごともわかまへさせたまふべき時」になつて、自らの罪を知るべきだという論理からは、冷泉が現に示している態度が問題とされていくようである。ここでは、「宿世の罪」や「皇祚の罪」などよりも、親である源氏に対して孝を尽くさない「不孝の罪」とみるのが相応しいであろう。また、それは為政者としての徳に関わる問題であり、故に天変が生じるといふ儒教的性格を備えたも

のであるということがその後の冷泉の対応からも確認できよう。

さぎざきのかかることの例はありけりやと聞かむ、とぞ思せど、さらについてもなければ、いよいよ御学問をせさせたまひつつままざまの書どもを御覧するに、唐土には、顕れても忍びても乱りがはしきこといと多かりけり。日本には、さらに御覧じうるところなし。たとひあらむにても、かやうに忍びたらむことをば、いかでか伝へ知るやうのあらむとする。
(同四五五)

冷泉は、自らのような例を和漢の史上に探し、「学問」によつて解決を試みる。当時の天変地異の対処法としては、『仁王般若経』を講ずる臨時の仁王会を催すという手段があり、明石巻の天変でも「仁王会など」(②二二四)が行われたとあつたように、薄雲巻でも催された可能性は高い。また、「道々の勸文ども奉れる」とあつたのは陰陽師などの助力を得ているとおぼしく、何らかの呪術的措置がとられているとみてよいが、結果的に天変を解消させたのは冷泉が源氏への孝を尽くしたことによるものと考えられる。

また、一方で讓位をほのめかす冷泉に対する光源氏の以下の諫言も注目しておきたい。

世の静かならぬことは、かならず政の直くゆがめるに

もよりはべらず。さかしき世にしもなむよからぬことどもはべりける。聖の帝の世に横さまの乱れ出で来ること、唐土にもはべりける。わが国にもさなむはべりける。

(薄雲②四五四)

ここで源氏は天変地異が帝の政治と関係しないことを説く。『河海抄』が『後漢書』皇后紀上を引き、堯や湯などの聖帝の時代にも水害や旱といった災異が生じ、日本においても醍醐帝の聖代に菅原道真の左遷事件の生じたことを注している。漢代においても、天子の失政に天が災異をもたらすという災異説には、その発生とともに、『論衡』を記した王充などによる合理性に欠けるという批判があったが、ここでの源氏の主張もそのような思想史上の論争を淵源に持っている。また、そのような所に遡らずとも、『権記』に一条天皇の治世に落雷があったことについて、「今当^三斯時^一、災異鋒起。暗愚之人不^レ知^三理運之災^一。堯水湯旱難^レ免。(今、斯の時に当たり、災異、鋒起す。暗愚の人、理運の災を知らず。堯水・湯旱、免れ難し。)(長保二年六月二十日条)と述べているのは同趣旨である。言うまでもなく、『源氏物語』は思想教条を説いたものではないため、特定の思想に傾くものではなく、物語の展開に応じてこれを利用するのみであり、ここでも天人相関の災異観を相対化する視点が

用意されている。とはいえ、物語内部の論理としては、冷泉の不孝の罪とその償いとが天変の発生と解消とをもたらすという構図であった。

五 天皇による不孝の罪

儒教の主要な經典の一つである『孝経』は、「辜不孝より大なるは莫し」として「不孝の罪」の重さを説いたものであったが、「孝優劣章」(今文系『孝経』では聖治章)では、「不^レ愛^三其親^一、而愛^三他人^一者、謂^三之不敬^一。不^レ敬^三其親^一、而敬^三他人^一者、謂^三之不悖禮^一」(其の親を愛せずして他人の親を愛すること、之を悖徳と謂ふ。其の親を敬せずして他人を敬すること、之を悖礼と謂ふ)²⁰とある。また、天子による「不孝の罪」が重大な報いを及ぼすことも説かれていて、「孝治章」において、「是以天下和平、災害不^レ生、禍乱不^レ作。故明王之以^レ孝治^三天下^一也如^レ此(是を以て天下和平し、災害生ぜず、禍乱作らず。故に明王の孝を以て天下を治むるや此のごとし)」として、王の孝による徳治と、天災・反乱との連関が説かれている。すでに指摘のあるように、平安期において天皇たちの読書始の際に、『孝経』『御注孝経』が主に教科書として用いられていたことから、孝思想が天皇の倫理観形成の基盤になっていた²¹。冷泉にとって、源氏が実の父

親であることを知らずに、桐壺帝を父として敬愛することは、徳、礼に悖る行いであった。さらに、薄雲巻での天変地異も、冷泉の「不孝の罪」に対する天譴とみることができさる。

ところで、この「不孝の罪」については、田中徳定氏が平安朝物語と儒教の関わりから、特に孝思想の受容を体系的に論じている。田中氏は、平安期において、儒教が仏教と一体化する形で、祖先祭祀などのように宗教的に受容されたとし、『源氏物語』においてもその影響を考えている。そして、儒教が人々の生活思想に浸透し、倫理道徳としてよりも、信仰としての側面が強かったことから、この不孝に関しては、それによって報いを得るような仏教的罪として捉えられていたとする。作中においても「不孝なるは、仏の道にもいみじくこそ言ひたれ」(蜩③二二四)といわれており、薄雲巻で仏教を信奉する僧都が儒教的倫理で「不孝の罪」を重大視することには何ら問題がない。

冷泉は、実父への孝を尽くすためやがて源氏への讓位という選択肢に迫り着くが、それは実現することがなかった。田中氏の論にも指摘がある通り、源氏が讓位を固辞する論理にも孝思想が看取された。

(源氏)「故院の御心ざし、あまたの皇子たちの御中に

とりわきて思しめしながら、位を譲らせたまはむことを思しめし寄らずなりにけり。何か、その御心あらためて、及ばぬ際には上りはべらむ。ただ、もとの御掟のままに、朝廷に仕うまつりて、いますこしの齡重なりはべりなば、のどかなる行ひに籠もりはべりなむと思ひたまふる」と、……

(薄雲②四五六)

桐壺院の意志を継いで、皇位を望まず、朝廷の補佐を行うことが源氏にとつて、父に対する孝を尽くすことであった。このように、一方で冷泉の力による形で源氏の栄華を影で支えながら、その増長を抑制するものとして孝思想の論理が用いられていることは実に巧みである。冷泉は、「物語における冷泉帝の存在意義が、主体的に物語の展開を切り開いていくという面よりは、位にあることよつて実父光源氏の栄華を支えるという機能的な側面に偏っている」と評される人物であったが、その行動が孝思想の論理によつて裏付けされることで、物語でのご都合主義的役割を脱しているといえよう。

また、須磨・明石巻で生じる天変についても、朱雀帝による「不孝の罪」への咎めと考えることができる。朱雀帝と冷泉の罪と天変の関係については、類似する部分が大きいので、以下簡単に確認しておこう。²⁴⁾朱雀帝の罪は、源氏

の須磨流謫の後、朱雀帝の苦悩として繰り返し登場する。源氏の不在を寂しく思うと同時に、次のような嘆きを漏らしている。

（朱雀帝）「院の思しのたまはせし御心を違へつるかな。罪得らむかし」とて涙ぐませたまふに、え念じたまはず。
（須磨②一九七）

「院の思しのたまはせし御心」とは、桐壺院の遺言を指しており、ここでの「罪」は親の遺言に背く不孝の罪である。院は崩御に際して、以下のような遺言を朱雀帝に対して残していた。

次には大将の御事、（桐壺院）「はべりつる世に変わらず、大小のことを隔てず何ごとも御後見と思せ。齢のほどよりは、世をまつりごたむにも、をさをさ憚りあるまじうなむ見たまふる。かならず世の中たもつべき相ある人なり。さるによりて、わづらはしさに、親王にもなさず、ただ人にて、朝廷の御後見をせさせむと思ひたまへしなり。その心違へさせたまふな」と、あはれなる御遺言とも多かりけれど、女のまねぶべきことにしあらねば、この片はしだにかたはらいたし。

（賢木②九五～九六）
この遺言は、語り手が「女が政治のことを語るべきでない」

という通念に背いてでも語らなくてはならなかった物語の展開の重要な一部分であるが、桐壺院は、源氏を朝廷の後見として、国家の補佐をさせることを言い置いていた。朱雀帝にとつて不本意な状態が続くが、弘徽殿太后の強硬な態度に従うよりほかない状況が続く。その後、光源氏の「八百よろづ神もあはれと思ふらむ犯せる罪のそれとなければ」の歌を契機に、須磨で暴風雨が生じ、都でも風雨、落雷といった天変が起こる。源氏のもとにも現れた故桐壺院の霊が朱雀帝の夢枕に立ち、「源氏の御事」を語る。院の霊に睨まれた朱雀帝は眼病を患い、やがて太政大臣の死、弘徽殿太后の病と立て続きに災異が起こる。朱雀帝は、源氏に対する処遇の「報い」を思う。

（朱雀帝）「なほこの源氏の君、まことに犯しなきにてかく沈むならば、かならずこの報いありなとなむおぼえはべる。いまはなほもとの位をも賜ひてむ」とたびたび思しのたまふを……
（明石②二五二）

その後もしばらく、弘徽殿太后の態度は軟化しないが、朱雀帝の眼病や弘徽殿太后の病、天変が相変わらず続いたことから、ようやく朱雀帝は、冷泉の後見となる源氏の召還を決定する。

この朱雀帝の「報い」への恐れについて、後藤祥子氏が

は、醍醐天皇墮地獄説話に結びつける理解を示している。⁽²⁸⁾
これは、『扶桑略記』天慶四年(九四一)三月条所引の『道賢上人冥途記』にみえる記事で、失神して一時的に他界を彷徨う道賢上人(日藏)が、金峰山の浄土と地獄を巡り、菅原道真や醍醐天皇と会遇する伝説を記している。この伝説の成立年代が『源氏物語』に先立つという確たる証拠はないものの、『道賢上人冥途記』の異本ともいえる『北野文叢』所収の『日藏夢記』は一〇世紀ごろの成立という説も有力視されている。この伝説について、醍醐帝の墮地獄の因は道真の怨霊によるものとするのみではなく、すでに指摘の通り、醍醐帝による「不孝の罪」が看取されるので、確認しよう。

王見二仏子一。相招曰。我是日本金剛覺大王之子也。而今受二此鉄窟之苦一。彼太政天神以二怨心一燒二滅佛法一。損二害衆生一。其所作惡報。惣来二我所一。我為二其怨心之根元一故。今受二此苦一也。太政天者。菅臣是也。此臣宿世福力。故成二大威徳之天一。我父法王令二險路歩行心神困苦一。其罪一也。予居二高殿一。令下聖父坐二下地一焦心落涙上。其罪二也。賢臣无二辜一。誤流。其罪三也。久貧二国位一。得二怨滅法一。其罪四也。令二自怨敵害二他衆生一。其罪五也。是為レ本。余罪枝葉無量也。

受レ苦無レ休。苦哉悲哉。汝如二我辭一。可レ奏二主上一。我身辛苦早可二救済一云々。又撰政大臣可レ告下為二我抜苦一。起中一万卒塔婆上。

ここで、地獄の醍醐天皇は、自らが犯した五つの罪について語っている。道真が左遷された後、道真を弁護しに来た父宇多上皇に険しい路を歩かせて、心神を困苦させた罪、自分は高殿に居ながら父を地面に座らせて、悲しませた罪の二つは、父に対する不孝の罪である。宇多上皇は讓位に際して、『寛平御遺誡』を記して、道真を信任する旨を伝えていた。父院の命に背いて無実の臣下を左遷させた罪といつた点では朱雀帝と関わりところが大きい。また、残りの罪は、賢臣を罪がないのに誤って流罪に処した罪、その恨みを買って天災を引き起こし、国土や人民を疲弊させた罪である。この伝説からも「不孝の罪」の重いことが確認される。

また、朱雀帝においても帝の失政に伴う天変は、帝の「直し」によって解決される。薄雲巻で冷泉の退位や源氏への讓位が行われなかったにもかかわらず、天変が終息したことについて、深沢三千男氏が「実質的主権」が源氏に讓渡されたためであるという理解を示された。⁽²⁹⁾ある時期に広く支持を集めた見解であるものの、再考の余地があると考え

る。深沢氏が問題を冷泉の「心の持ち方」に求めたのはよいとして、それを源氏への「服従」とみなすのではなく、実の親への孝の実践とみるべきではなかったか。問題は王権の帰趨ではなく、天子としての徳、儒教的倫理を冷泉が備えているかどうかであったと考えたい。

六 結び

最後に、第一節でみた(1)～(3)の「罪」について物語の展開との関わりを確認しながら概括しておこう。

(1)で藤壺によって「罪」とされるのは実の父を知らない不孝の罪か、周囲を欺いて春宮の地位にあり、いずれは帝位を得る皇祚の罪なのか、いずれとも決し難い。ここで注目したいのは、「わが身をなきになしても……」(前掲)と仏に祈りながら勤行生活を送る藤壺と同じ思い(惜しげなき身は亡きになしても、宮の御世だに事なくおはしまさば)(須磨②一七九)で源氏もまた須磨へと下向してゆくことである。二人は弘徽殿太后・朱雀帝への敵対勢力として政治的共同関係にあるのみでなく、冷泉の罪とその償いによっても結び付けられることになる。

(2)の「罪」については、不孝の罪としての性格が大きいことを確認した。その罪の報いのような形で太政大臣

と藤壺は死ぬことになった。また、薄雲巻では源氏と冷泉の関係に変化はなかったものの、冷泉の「孝」が藤裏葉巻で源氏に准太上天皇の地位をもたらすという形で結実する。

(3)の「罪」は、その報いとして冷泉皇統の断絶があったとみるならば、ここでようやく皇祚の罪の問題が浮上してくるようである。そして、冷泉の血筋が皇統に組み込めない一方で、明石女御の産んだ子が春宮に立坊するに及んで、明石入道方の血筋が皇統へと繋がってゆく。論の性急さを恐れずに言えば、冷泉の罪の報いが第二部以降の六条院世界の再編の一部をもたらししているといえるであろう。

以上のように、冷泉の罪はその内容に曖昧さを保ちながら、物語の展開に緊密に嵌め込まれる形で語られているのであった。

※『源氏物語』をはじめ諸作品本文の引用は、注記のない限り『新編日本古典文学全集』(小学館)により、巻名と頁数を記した。本文中で取り上げた『河海抄』は玉上琢弥編『紫明抄河海抄』(角川書店)を参照している。なお、私に表記を改めた箇所がある。

【注】

- (1) 小学館『新編日本古典文学全集』頭注。
- (2) 岩波書店『新日本古典文学大系』注。
- (3) 多屋頼俊「源氏物語お構成する基礎的思想」(『源氏物語の思想』法蔵館、一九五二所収)
- (4) 柳井滋「冷泉院の罪」(『リポート笠間』第九号、一九七三)
- (5) 斎藤暁子氏「薄雲巻における冷泉帝の罪をめぐって」(『源氏物語と和歌 研究と資料Ⅱ 古代文学論叢第八輯』武蔵野書院、一九八二所収)
- (6) 國枝久美子「冷泉帝とその背景」(『国文鶴見』一九八三・一一)
- (7) 引用は増補史料大成刊行会『増補史料大成 権記』(臨川書店一九六五)による。なお、引用文中、「不和」について、「大日本史料」は「不知」とし「不参宮」の誤りかとする。
- (8) 『湖月抄』の引用は全て有川武彦校訂『源氏物語湖月抄増注』(講談社、一九八二)による。
- (9) ただし、『新全集』の訳では、「この人ひとりのため」が「この人一人がお生れになるため」となっている。本文中で敬語が使われていないことから、厳密な訳とはいえない。
- (10) 藤井貞和「王権・救済・沈黙―宇治十帖論の断章」(『源氏物語の始原と現在―付バリエードの中の源氏物語』岩波書店、二〇一〇所収、初出は一九七二)、日向一雅「闇の中の薫―宿世の物語の構造―」(『源氏物語の主題「家」の意志と宿世の物語の構造』桜楓社、一九八三所収、初出は一九七九)等参照。
- (11) 『新全集』の底本である大島本の表記は「天けん」であるが、青表紙系諸本によって校訂されている。
- (12) 引用は今野達校注『新日本古典文学大系 今昔物語集』(岩波書店、一九九九)による。
- (13) 増田繁夫『源氏物語の人々の思想・倫理』(和泉書院、二〇一〇)、古屋明子『源氏物語』の天譴思想について(『学芸国語国文学』二〇〇五・三)、佐藤信一「空に目つきたるやうにおぼえしを」論―菅原道真「清風戒」寒賦」を手掛かりにして―(高橋亨編『紫式部』と王朝文芸の表現史(森話社、二〇一二)等参照。
- (14) 前掲注(3)多屋書が早くここに『源氏物語』への儒教の影響を認めている。
- (15) 小学館『日本国語大辞典』第二版等参照。
- (16) 『細流抄』、『孟津抄』の引用は伊井春樹編『源氏物語古注集成』(桜楓社)による。
- (17) 引用は久松潜一監修『賀茂真淵全集』(統群書類従完成会)による。

- (18) 冷泉帝の「学問」が「孝」の実践と関わるものであることは、田中隆昭「光源氏における孝と不孝―『史記』とのかかわりから―」(『交流する平安朝文学』勉誠社、二〇〇四所収、初出は一九九五)、中西紀子「冷泉帝の「御学問」―罪ある父への「孝」のかたち―」(『王朝文学研究誌』一九九六・〇三)も指摘している。
- (19) 藤原克己「『権記』を中心に」(山中裕編『古記録と日記』思文閣出版、一九九三)でこの記事が取り上げられている。
- (20) 引用は栗原圭介「新釈漢文大系三五 孝経」(明治書院、一九八六)による。一部表記を改めた箇所がある。
- (21) 田中徳定「孝思想の受容と古代中世文学」(新典社、二〇〇七)、新聞一美「平安朝の通過儀礼と漢詩―書始における孝経を中心に―」(小嶋菜温子編『王朝文学と通過儀礼』竹林舎、二〇〇七所収)等、諸氏に論がある。
- (22) 前掲注(21) 田中書。なお、平安朝文学にみられる孝思想の影響に関しては、近時、趙秀全氏、森あかね氏らに諸論があり、学ぶところ大なるを付言する。
- (23) 土方洋一「空虚なる主体・冷泉院」(森一郎編『源氏物語作中人物論集』勉誠社、一九九三所収)
- (24) 須磨・明石巻の天変については稿を改めて論じる予定である。
- (25) 後藤祥子「帝都召還の論理」(『源氏物語の史的空間』東京大学出版会、一九八六)等。
- (26) 加島吉春「『日蔵夢記』解題と諸問題」(『アジア遊学』二〇〇〇・一二)等参照。『源氏物語』と『日蔵夢記』との関連については、田中隆昭「道真と天神信仰―『日蔵夢記』と『源氏物語』―」(『交流する平安朝文学』勉誠社、二〇〇四所収)、袴田光康「桐壺帝墮地獄説と『日蔵夢記』―延喜王墮地獄説話と(聖君)の論理―」(『源氏物語の史的回路―皇統回帰の物語と宇多天皇の時代―』おうふう、二〇〇九所収)等に論がある。
- (27) 前掲注(18) 田中隆昭論や前掲注(21) 田中徳定書等。
- (28) 黒板勝美編輯『新訂増補 国史大系 第十二巻 扶桑略記・帝王編年記』(吉川弘文館、一九九九)による。また、引用に際して字体等を一部改めた。
- (29) 深沢三千男「光源氏と冷泉院―秘事奏上―」(『講座源氏物語の世界 第四集』有斐閣、一九八〇所収)